

藤沢市特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例及び藤沢
市市税条例の一部改正について

藤沢市特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例及び藤沢市市税条例
の一部を次のように改正する。

2 0 2 5 年（令和 7 年） 2 月 1 3 日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例及び藤沢
市市税条例の一部を改正する条例

（藤沢市特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部改正）

第 1 条 藤沢市特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例（平成 2 7 年
藤沢市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 8 項」を「第 9 項」に改める。

（藤沢市市税条例の一部改正）

第 2 条 藤沢市市税条例（平成 1 0 年藤沢市条例第 1 6 号）の一部を次のように改
正する。

第 2 1 条第 3 項中「第 1 5 項」を「第 1 6 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の
利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。